

役に立つかもしれないシリーズ 1 (法律編)

弁護士 萱垣 建 (名古屋名駅 RC)

今回は、「相続の基本的なお話」をしたいと思います。

1、誰が相続人になるのか

ご主人と奥さん、それに子どもが2人いる家庭で、ご主人が亡くなると、奥さんと子ども2人が相続人になります。夫婦の相手方のことを配偶者と言いますが、配偶者は、必ず、相続人になります。子どもがいないときは、配偶者とご主人の両親が、ご主人の両親がいないときは、配偶者とご主人の兄弟姉妹が相続人になります。子どもはいるけれど孫がいるときは、配偶者とお孫さんが相続人になります。配偶者も子どもも両親も兄弟姉妹もいないが、兄弟姉妹の子どもがいるときは、その兄弟姉妹の子どもが相続人になります。

ところで、養子縁組した子どもがいる場合、その養子縁組した子どもは相続人になります。ただ、相続税の基礎控除額は、3000万円+(法定相続人×600万円)ですが、この税金の基礎控除の対象となる法定相続人には養子縁組した子どもは1人までしか計算に入れることはできません(但し、実子がいない場合は2人まで)。たくさん養子縁組して税金を節約しようとしてもそれはできないということになります。

2、相続分はどれだけか

配偶者と子ども(あるいはその子ども)がいる場合は、配偶者は2分の1、子ども(あるいはその子ども)は、残りの2分の1を均等に相続することになります。

子どもがなくて、両親がいる場合、配偶者は3分の2、両親は、残りの3分の1を均等に相続することになります。

子どもも両親もなくて、兄弟姉妹(あるいはその子ども)がいる場合、配偶者は4分の3、兄弟姉妹(あるいはその子ども)は、残りの4分の1を均等に相続することになります。

3、生前にもらったことは関係するのか

亡くなった人が、生前、一部の相続人にお金や不動産をあげていて、残っている遺産を分割するだけでは、もらっていない相続人に不平等が生じる場合があります。このような場合は、法律は、生前にもらったお金や不動産は、遺産を先にもらったと考えて(これを特別受益といいます)、相続のときに考慮するようにしています。ただ、どんな場合でも、特別受益になるわけではありません。

4、親の面倒をみたことは関係するのか

家族は、お互い、面倒をみるというのが通常です。ですから、親の面倒をみたからといって、直ちに、相続のときに考慮されるわけではありません。しかし、法律は、通常以上のことをしてきた場合(例えば、親の医療費・生活費などを出してきた場合。親の認知症がひどいが、ヘルパーを雇わずに看護してきた場合など)に、他の相続人より余分に相続すること(寄与分)を認めています。

5、1人だけに相続させるという遺言があった場合、全く遺産はもらえないのか

遺言が有効である場合、原則、その遺言に従わなければいけませんから、1人だけに相続させる遺言があると、他の相続人は遺産をもらえません。ただ、法律は、生活保障などのために、最低限分け与えなければならない遺産の割合を定めています。これを遺留分といいます。従って、遺言では全く相続できないのですが、この遺留分という制度によって、一定の割合をもらうことが出来ます。その割合は、おおまかに言うと法定相続分の半分です。

もっとも、黙っていても遺留分がもらえるわけではありません。亡くなった日から、あるいは、自分がもらえないことを知った（遺留分の侵害があったことを知った）日から1年以内に、相続する人に対して、遺留分を請求をするという意思表示をしないと何ももらえないことになります。

なお、兄弟姉妹には遺留分の制度はありません。

6、保険金は、どう分けるのか

相続税の申告のとき、（非課税の枠はありますが）死亡保険金の相続税を支払います。しかし、裁判所は、死亡保険金は遺産ではなく指定された受取人の固有の財産と考えます。ですから、死亡保険金は遺産分割の対象ではなく受取人だけがもらえることになります。また、相続放棄しても死亡保険金は遺産ではありませんから、もらうことができます。

では、遺産は僅かなのに、死亡保険金は多額だった場合はどうでしょうか。このような場合は、あまりにも不平等になりますから、裁判所は、例外的に、その死亡保険金を、前述の「特別受益」と考えて考慮することとしています。

7、配偶者と一緒に暮らしているが入籍していない場合はどうなるのか

一緒に暮らしているが入籍していない場合を内縁関係にあると言います。この場合、入籍している夫婦と同様、扶養義務や貞操義務があり、また、遺族補償年金や労災の遺族補償を受ける権利があります。しかし、相続については相続権がないと扱われ、賃借権以外は相続することはできません。従って、内縁関係にある配偶者に遺産を残したい場合は、遺言を作成しておく必要があります。

8、父親が死亡したが遺産は何もないのでほかっておいたところ、1年後に多額の借入金があることが分かった。支払わなければいけないか。

遺産がなく負債のみがある場合、相続放棄をすれば、その負債を相続することはありません。ただ、この放棄は、相続の開始があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所に申し出て認められることが必要です。とすると、父親が死んだことを死亡後3か月以上経ってから知った場合であれば、その知ったときから3か月以内でしたら相続放棄できることになります。では、父親が死亡したことは知っていたが、負債があることを知らずに3か月を経過した場合はどうでしょうか。この場合も、例外的に相続放棄が認められる可能性があります。

詳しいことは弁護士に相談してください。